

©beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン

(平成 28 年 12 月 14 日 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議決定)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1～10 (略)</p> <p>11. その他</p> <p><u>(1) 本ガイドラインに定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、内閣官房オリパラ事務局と認証組織が協議するものとする。</u></p> <p><u>(2) 内閣官房オリパラ事務局は、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する取組を促すために、beyond2020のマークを活用した関連プログラムを実施することにつき、関係府省庁等と連携して、別に定めることができる。</u></p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>このガイドラインは、平成30年12月21日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p>1～10 (略)</p> <p>11. その他</p> <p>本ガイドラインに定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、内閣官房オリパラ事務局と認証組織が協議するものとする。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>